

# 「関税率緊急勅令第 12 条に基づく関税率 引き下げ及び関税免除の告示」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

2004 年 5 月 6 日

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。  
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

ジェトロ・バンコクセンター（仮訳）  
家電製品の部品関税引き下げ・撤廃に関わる財務省告示

コ-コ- 0518/ウォーウエ-ン.695  
各事務局長、各部長および各税関長 殿

2004 年 5 月 6 日

（ナリン・ガンラヤーンミット）  
関税局事務次長、関税局長代行

（コピー）  
財務省告示  
1987 年関税率緊急勅令第 12 条に基づく関税率引き下げ及び関税免除  
（第 16 号）

-----  
国家経済の利益のために、1987 年関税率緊急勅令第 12 条に準拠し、大蔵省大臣は閣議決定により以下の通り告示する。

第 1 項 2003 年 10 月 27 日付け大蔵省告示（第 14 号）「1987 年関税率緊急勅令第 12 条に基づく関税率引き下げ及び輸入税免除」によって改訂された 2001 年 12 月 28 日付け大蔵省告示「1987 年関税率緊急勅令第 12 条に基づく関税率引き下げ及び関税免除」の第 2 項（15）として以下の内容を追加する。

“(15) 以下の物品

（15.1） 以下のリストにある品目の部品（完成品か否かを問わない）の製造または組立に使用することを目的として輸入した物品（関税率表のどの分類に属しているかを問わない）で、関税率表に基づき、従価税で 5% を超える関税を支払う必要のあるものは、5% に引下げる。あるいは従量税が価格の百分率で計算して 5% を超えるものは、5% と同額まで引下げる。

（15.2） 以下のリストにある品目の製造または組立に使用することを目的として輸入した部品（完成品か否かを問わない、かつ関税率表のどの分類に属しているかを問わない）で、関税率表に基づき、従価税で 5% を超える関税を支払う必要のあるものは、5% に引下げる。あるいは従量税が価格の百分率で計算して 5% を超えるものは、5% と同額まで引下げる。

ジェトロ・バンコクセンター（仮訳）  
家電製品の部品関税引き下げ・撤廃に関わる財務省告示

分類番号	細分類番号	品目
84.14	8414.30	圧縮機（冷凍機器に使用するもの）
	8414.51	卓上用、床用、壁用、窓用、天井用または屋根用のファン（出力が125ワット以下のモーターを自蔵するもの）
	8414.59	ファン（その他のもの）
	8414.80	その他のもの
84.15	8415.10	エアコン（一体構造の窓又は壁に取り付けるもの）
	8415.82	＃（冷却ユニットを自蔵するその他のもの）
84.18	8418.10	冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するもの）
	8418.21	家庭用冷蔵庫（圧縮式のもの）
	8418.22	＃（電気式の吸収式のもの）
	8418.29	＃（その他のもの）
	8418.30	横置き型冷凍庫（容量が800リットル以下）
	8418.40	直立型冷凍庫（容量が900リットル以下）
	8418.50	冷蔵または冷凍の機能を有する商品展示用のカウンター、その他ショーケース
84.28	8428.40	エスカレーター及び移動式歩道
84.50	8450.11	洗濯機（全自動）
	8450.12	＃（遠心式脱水機を自蔵するその他のもの）
	8450.19	＃（その他のもの）
	8450.20	＃（10キログラムを超えた乾燥繊維を洗濯できるもの）
85.04	8504.21	変圧器（容量が650キロボルトアンペア以下のもの）
	8504.22	＃（容量が650キロボルトアンペアを超え10,000キロボルトアンペア以下のもの）
	8504.23	＃（容量が10,000キロボルトアンペアを超えるもの）
	8504.31	その他の変圧器（容量が1キロボルトアンペア以下のもの）
	8504.32	＃（容量が1キロボルトアンペアを超え16キロボルトアンペア以下のもの）
	8504.33	＃（容量が16キロボルトアンペアを超え500キロボルトアンペア以下のもの）
	8504.34	＃（容量が500キロボルトアンペアを超えるもの）
	8504.50	その他のインダクター

ジェトロ・バンコクセンター（仮訳）  
家電製品の部品関税引き下げ・撤廃に関わる財務省告示

分類番号	細分類番号	品目
85.06	8506.10	一次電池（二酸化マンガンを使用したもの）
	8506.80	＃（その他のもの）
85.07	8507.30	ニッケル・カドミウム蓄電池
	8507.40	ニッケル・鉄蓄電池
	8507.80	その他の蓄電池
	8507.90	蓄電池の部分品
85.16	8516.10	電気瞬間湯沸器
	8516.40	電気アイロン
	8516.50	電子レンジ
	8516.60	電子炊飯器及び電気オーブン
	8516.79	魔法瓶
85.19	8519.99	その他の音声再生機及び自動車に付ける音声再生機
85.20	8520.32	その他のテープレコーダー（デジタルオーディオ式のもの）
	8520.39	＃（その他のもの）
	8520.90	その他のもの
85.21	8521.90	ビデオデッキ（その他のもの）
85.27	8527.13	ラジオ（録音設備又は音声再生設備と結合してあるその他の機器）
	8527.19	ラジオ（その他のもの）
	8527.21	自動車用ラジオ（録音設備又は音声再生設備と結合してあるもの）
	8527.31	その他のラジオ（録音設備又は音声再生設備と結合してあるもの）
85.28	8528.30	ビデオプロジェクター
85.36	8536.20	自動遮断器
85.37	8537.10	配電盤（電圧が1,000ボルト以下のもの）
	8537.20	＃（電圧が1,000ボルトを超えるもの）
85.38	8538.10	第85.37項の物品用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品

ジェットロ・バンコクセンター（仮訳）  
家電製品の部品関税引き下げ・撤廃に関わる財務省告示

分類番号	細分類番号	品目
94.05	9405.10	シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具 (ただし、公共の広場又は街路の照明に使用する種類のもの は含まない。)
	9405.20	卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプ
	9405.40	電気式のランプその他の照明器具
	9405.50	非電気式のランプその他の照明器具
	9405.60	イルミネーションサイン、発光ネームプレート、その他これら の類似品

(15)に基づく関税引下げの対象となる物品の規定を含めた関税率引下げは、以下の原則と条件に沿っていること。

(ア)“関税率引下げの特典の行使を希望する者”とは、電気・電子製品の製造及び組立産業とその関連産業の法人であり、かつ製造業者である輸入者を意味する。

(イ) 関税率引下げの特典の行使を希望する者は、電気インスティテュートに生産フォーミュラの調査及び保証をしてもらい、同インスティテュートが定めた実施方法の規則に従わなければならない。

(ウ) 関税引下げの対象となる物品または部品は、(イ)項の生産フォーミュラに基づいて製造または組立に使用されているか、電気インスティテュートからその調査と保証を受けなければならない。

(エ) 関税率引下げの特典の行使を希望する者は、関税引下げの対象となる物品または部品を、生産フォーミュラに基づいてその輸入日から1年以内にすべての製造または組立を完全に終わらせなければならない。何らかの支障や障害がある場合は、1年間の期限に達する前に、関税局長に期限延長申請の報告をしなければならない。ただし、物品または部品が、すべてを完全に製造または組立てることができない場合、直ちに関税局長に報告し、それを送り返すか、廃棄するか、あるいは関税局長が相応しいとするその他の措置を講じる。

(オ) 関税率引下げの特典の行使を希望する者は、関税局が定めた通関規則に従わなければならない。

ジェットロ・バンコクセンター（仮訳）  
家電製品の部品関税引き下げ・撤廃に関わる財務省告示

第2項 以下の内容を、2003年10月27日付け「1987年関税率緊急勅令第12条に基づく関税率引き下げ及び関税免除」の件に関する財務省告示（第14条）によって改訂増補された2001年12月28日付け「1987年関税率緊急勅令第12条に基づく関税率引き下げ及び関税免除」の件に関する財務省告示第3項の（20）として追加する。

“(20)以下の物品

(20.1) 細分類番号、HSコード8413.70の「電動モーターによる100ワットを超え4,125ワット以下のターボインパルのポンプで、家庭で一般に使用する種類のもの」、HSコード8419.81の「5キログラム以上の炊飯器」、HSコード8428.10の「エレベーター」、HSコード85.01の「モーター及び発電機（発電機のセットは含まない）」、HSコード8504.40の「スタティックコンバーター」、HSコード8525.20の「無線機(walky-talky)」、HSコード8541.40の「光電性半導体デバイス及び光電池（モジュール又はパネルにするかどうかを問わない）と発光ダイオード」、以上の品目の部品（完成品か否かを問わない）の製造または組立に使用することを目的に輸入した物品（関税率表のどの分類に属しているかを問わない）

(20.2) 細分類番号、HSコード8413.70の「電動モーターによる100ワットを超え4,125ワット以下のターボインパルのポンプで、家庭で一般に使用する種類のもの」、HSコード8419.81の「5キログラム以上の炊飯器」、HSコード8428.10の「エレベーター」、HSコード85.01の「モーター及び発電機（発電機のセットは含まない）」、HSコード8504.40の「スタティックコンバーター」、HSコード8525.20の「無線機(walky-talky)」、HSコード8541.40の「光電性半導体デバイス及び光電池（モジュール又はパネルにするかどうかを問わない）と発光ダイオード」、以上の品目の製造または組立に使用することを目的に輸入した部品（完成品か否かを問わない、かつ関税率表のどの分類に属しているかを問わない）

（20）に基づく関税撤廃の対象となる物品の規定を含めた関税率撤廃は、以下の原則と条件に沿っていること。

（ア）“輸入税免除の特典の行使を希望する者”とは、電気・電子製品の製造及び組立産業とその関連産業の法人及び製造業者である輸入者を意味する。

（イ）輸入税免除の特典の行使を希望する者は、電気インスティテュートに生産フォーミュラの調査と保証をしてもらい、電気インスティテュートが定めた実施方法の規則に従わなければならない。

（ウ）関税免除の対象となる物品または部品は、（イ）項の生産フォーミュラに基づいて製造または組立に使用されているか、電気インスティテュートからその調査と保証を受けなければならない。

ジェットロ・バンコクセンター（仮訳）  
家電製品の部品関税引き下げ・撤廃に関わる財務省告示

6

（エ）関税免除の特典の行使を希望する者は、関税引下げの対象となる物品または部品を、生産フォーミュラに基づいてその輸入日から 1 年以内にすべての製造または組立を完全に終わらせなければならない。もし何らかの支障や障害があったら、1 年間の期限に達する前に、関税局長に期限延長申請の報告をしなければならない。ただし、物品または部品が、すべてを完全に製造または組立てることができない場合、直ちに関税局長に報告し、それを送り返すか、廃棄するか、あるいは関税局長が相応しいとするその他の措置を講じる。

（オ）関税免除の特典の行使を希望する者は、関税局が定めた通関規則に従わなければならない。

第 3 項 本告示は、官報に掲載された翌日から施行する。

公布日 2004 年 5 月 6 日

（署名）ウォラテープ・ラッタナゴーン  
（ウォラテープ・ラッタナゴーン）  
財務副大臣 財務大臣代行

コピーは正しい  
ウィロー・ウォーラウトウオン  
（ウィロー・ウォーラウトウオン）  
第 7 関税評価官  
第 8（ウォーウーソ）税専門家の立場での代行

パウィナー/印刷  
ナンティヤー/草案  
ヌッチャナーロット/確認

注 2004 年 5 月 6 日付け官報一般告示第 121 巻・特別章 50（ウォーウーソ）項に掲載。